

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年1月14日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

7 北高第 3 1 1 号

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について (通知)

令和 7 年 1 2 月 1 2 日付け 7 北監第 5 9 号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

<公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター>

高齢者活動センターの利用許可申請について、公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター会員の互助会組織が利用する際に利用許可申請書を受領していなかった。

2 【措置状況】

<公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター>

シルバー人材センターの会員互助会や独自事業である女性部会等、会員が利用する場合は、「生きがい活動センター利用申請書」の提出を受けるよう指導しました。

3 【監査委員意見】

<公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター>

ア 高齢者活動センターの利用者が条例上の利用者要件に該当することを確認するにあたっては、個人情報の取扱い並びに保護への配慮を要するが、条例に基づいた適切な施設運営がされていることを担保するため、正確性のより高い確認方法について検討されたい。

イ 施設で保管している重要な物品等の保管、管理にあたっては、紛失や盗難等のリスクに鑑み、責任者により適切かつ厳格に実施されたい。

ウ 団体に購入した指定管理施設内で使用する物品については、その分類等について明確にし、台帳への登載等の整理を適切に行われたい。

<所管課：高齢福祉課>

年度ごとの指定管理料を積算するにあたっては、当該施設の趣旨並びに目的に沿った運営及び管理がされていることを確認し、指定管理者が負担するべき費用がある場合には当該費用を指定管理料に含み支出されることのないよう適切に実施されたい。

4 【措置状況】

<公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター>

ア 「生きがい活動センター利用申請書」の提出時に、利用者が市内に住所を有する60歳以上であることの口頭確認を行い、申請書の欄外等に記載を求めるよう指導しました。

イ 重要な物品等の保管は、金庫及び鍵付きロッカーに保管し、また、鍵については、事務局長が保管するよう指導しました。

ウ シルバー人材センターで購入した指定施設管理内の備品等については、台帳に登載して適正に管理するよう指導しました。

<所管課：高齢福祉課>

指定管理料の積算については、さらに精査し、適切な執行に努めます。

また、指定管理の対象とならないシルバー人材センター事務室等の光熱水費については、令和8年度より指定管理料に含めることのないよう是正します。